

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

富士吉田市「美しい富士の里」水資源保全計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

富士吉田市

3 地域再生計画の区域

富士吉田市の全域

4 地域再生計画の目標

富士吉田市は、山梨県の南東部、富士山の北麓に位置し、海拔 650～900m の高原都市である。市の北は都留市・西桂町、東は忍野村・山中湖村、西は富士河口湖町・鳴沢村にそれぞれ接し、南は静岡県と県境をなしている。東京都心へ約 100km、甲府市へ約 30km の距離にあり、人口 51,061 人、面積 121.83km²である。世界に誇る雄大な富士山の裾野に広がり、市域の大部分が国立公園内にあり、富士山に抱かれた環境は、豊かな森林、清らかな水など素晴らしい自然をわたくしたちに与え、その生活や文化を育み、誇るべき財産となってきた。しかし、これまでわたくしたちが求めてきた便利で快適な暮らしは、環境負荷を増大させ、地域や富士山における環境への影響のみならず、地球温暖化やオゾン層の破壊など地球環境を脅かすまでに至っている。特に、清らかな富士山の地下水を飲料水に使用しているわたくしたちにとって、多くの観光客が訪れることや不法投棄による富士山周辺地域のごみ汚染、汚水処理施設の普及の遅れによる河川等の汚濁は、深刻な問題となりつつある。

このため、平成 17 年 3 月に「富士吉田市環境基本計画」を策定し、市民や環境団体と協働して実施する河川清掃等による「市内水域の水質改善の推進」、水源の森としての山林の維持管理や富士山の一斉清掃等による水源の涵養による「地下水の保全」、ホテルの再生や環境学習の役割を担う ^{あす み こ} 明見湖 の整備による「水辺の親水化の推進」等を、市民、事業者、市が連携・協働して取り組んできている。また、生活排水を適正に処理するため、昭和 52 年度から公共下水道の整備、また平成 7 年度からは個人設置型の浄化槽の普及促進に取り組んできた。汚水処理人口普及率は年々増加しており、平成 25 年度末には 62.4%まで向上した。

以上のように、汚水処理施設の整備、水辺に親しむ空間の創出・河川清掃等による市

内水域の水質の改善・山林の維持管理等の水源の涵養による地下水の保全などの推進により、清らかな水を守り、水辺と親しめ、快適で住みよい町づくりが進みつつある。

しかし、全国の平均値 88.9%や山梨県の平均値 79.7%に比べて大幅に下回っており污水处理施設の未普及地域においては河川等の汚濁による生活環境・自然環境の悪化や市内水域の水質保全の確保、地下水の保全などが解消されておらず、市が目指す美しい富士の里を実現するためには更なる施設整備等が必要である。

このため、公共下水道の整備や、個人設置型の浄化槽の普及を一層促進し、併せて環境基本計画を推進することにより、この地に訪れる人々と住民が、清らかな水を守り水辺と親しめる「美しい富士の里」を実現していく。

(目標 1) 污水处理施設の整備の促進

污水处理人口普及率 62.4% (基準値：H 2 5 年度末)

→66.6% (中間目標値：H 2 9 年度末)

→68.7% (計画目標値：H 3 1 年度末)

(目標 2) 交流人口の増 観光入込客数 450 万人 (基準値：平成 2 5 年度末)

→460 万人 (中間目標値：平成 2 9 年度末)

→470 万人 (計画目標値：平成 3 1 年度末)

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

公共下水道整備及び浄化槽（個人設置型）の設置について、中心市街地などの人口密集地区は公共下水道により整備し、それ以外の住宅が点在している地域は浄化槽（個人設置型）により整備するなど、污水处理施設を一体的に整備することにより、効率的に地域の生活環境を改善する。

併せて、関連する事業を効果的に行い、美しい富士の里の実現を目指していく。

5-2 特定政策課題に関する事項

該当無し

5-3 法第 5 章の特別の措置を適用して行う事業

污水处理施設整備交付金【A 3 0 0 2】

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を申請中である。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

・公共下水道・・・平成 2 7 年に事業計画変更予定

〔事業主体〕

- ・ 富士吉田市

〔施設の種類〕

- ・ 公共下水道、浄化槽（個人設置型）

〔事業区域〕

- ・ 公共下水道 富士吉田市上吉田・中曽根地区
- ・ 浄化槽（個人設置型） 富士吉田市全域（公共下水道認可区域を除く）

〔事業期間〕

- ・ 公共下水道 平成 27 年度～平成 31 年度
- ・ 浄化槽（個人設置型） 平成 27 年度～平成 31 年度

〔整備量〕

- ・ 公共下水道 $\Phi 200 \sim 300 \text{ mm}$ 2,000 m
- ・ 浄化槽（個人設置型） 475 基（各年度 95 基）

なお、各施設による新規の処理人口は、以下のとおり。

- ・ 公共下水道 500 人
- ・ 浄化槽（個人設置型） 2,000 人

〔事業費〕

- ・ 公共下水道 事業費 236,000 千円（うち、交付金 118,000 千円）
- ・ 浄化槽（個人設置型） 事業費 179,500 千円（うち、交付金 59,833 千円）
- 合 計 事業費 415,500 千円（うち、交付金 177,833 千円）

5-4 その他の事業

5-4-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-4-2 複数事業と密接に関連させて効果を高める独自の取組

該当なし

5-4-3 支援措置によらない独自の取組

（1）水辺に親しむ空間の創出

内 容 明見湖公園保全推進事業

富士吉田市内の唯一残された自然と水辺を有する明見湖周辺の自然環境を保全するとともに、人と自然とのふれあう場や住民の憩いの場として、明見湖公園の管理運営を行う。（富士吉田市単独事業）

実施主体 富士吉田市

実施期間 平成27年4月～平成32年3月

(2) 河川清掃等により市内水域の水質改善の推進

内 容 「入山川を美しくする会」等の発足に伴い、地域を流れる河川の美化清掃を通じ地域の環境保全を図るとともに、人々の交流の輪を通じて美しいふる里づくりを目指す活動を支援する。(富士吉田市単独事業)

実施主体 富士吉田市

実施期間 平成27年4月～平成32年3月

(3) 山林の維持管理等の水源の涵養による地下水の保全

内 容 市民に良好な飲料水を確保するため、山林の維持管理による水源涵養、地下水の利用実態、地下水位・水質のモニタリング調査等を実施する。また、富士吉田市地下水保全条例により、地下水採取の適正化を図り地下水資源を保護する。(富士吉田市単独事業)

実施主体 富士吉田市

実施期間 平成27年4月～平成32年3月

5-5 計画期間

平成27年度から平成31年度まで

6 目標の達成状況に係る評価に関する事項

6-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画年度終了後に山梨県富士吉田市が必要な汚水処理人口普及調査等を行い、速やかに状況を把握する。

定量的な目標に関わる基礎データは、山梨県観光入込客統計調査報告書を用い、中間評価、事後評価の際には、下水道処理区域内人口及び浄化槽人口の調査から汚水処理人口の集計を行うこと等により、汚水処理人口普及率及び観光入込客数の評価を行う。

6-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	平成25年 (基準年度)	平成29年 (中間年度)	最終目標
目標1 汚水処理人口普及率	62.4%	66.6%	68.7%
目標2 観光入込客数	450万人	460万人	470万人

(目標とする数値の収集方法)

項 目	収集方法
汚水処理人口普及率	富士吉田市の毎年のデータより
観光入込客数	山梨県のデータより

・目標の達成状況以外の評価を行う内容

1. 事業の進捗状況
2. 総合的な評価や今後の方針

6－3 目標の達成状況に係る公表の手法

4に示す地域再生計画の目標の達成状況を始め中間評価及び事後評価の内容を、速やかにインターネット（富士吉田市上下水道工務課のホームページ）により公表する。

6－4 その他

該当なし

7 構造改革特別区域計画に関する事項

該当なし

8 中心市街地活性化基本計画に関する事項

該当なし

9 産業集積形成等基本計画に関する事項

該当なし